

## 第2回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年2月25日(木) 午後13時55分～午後15時35分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番 米山 義一      2番 西村 恒男      3番 山崎 公江      4番 小宮 広督

5番 須藤 時夫      6番 佐藤 孝義      7番 山田 政文      8番 鈴木 明雄

9番 原 泉      10番 安藤 睦美      12番 清水 秀幸      13番 矢頭 恵造

14番 久嶋 昇

欠席委員

11番 平山 正幸

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し  
許可を求める件

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し  
意見を求める件

議案第5号 農用地利用集積計画に対し意見を求める件

議案第6号 「農業経営の基盤の強化に関する基本的な構想」の  
改正に対し意見を求める件

日程第3 報告第1号 転用確認証明交付に関する報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 小川 正和      主査 竹下 仁      会計年度職員 河原 広敏

6 産業観光課農林業担当職員

主事 佐藤 貴彦

7 会議の概要

事務局      定刻前ですが皆様おそろいですので始めたいと思います。互礼を行います。ご起立願います。相互に礼。ご着席ください。

ただいまより、令和3年第2回農業委員会総会を開催いたします。

会長挨拶。米山会長お願いします。

会 長        みなさん、こんにちは。今朝起きましたら朝から良い天気なので暖かくなると思いましたが、次第に暖かさが無くなり、この前のような寒い天気となりました。3、4日前は20度以上の日がありました。これは春到来と思われる陽気でしたが、また寒さが戻ってきた感じです。いずれにせよ、春はもうすぐそこまで来ている感じがするこの頃の季節でございます。

農業委員会だより第23号の編集におきまして、編集委員の皆様には1月、2月の編集会議へ参加していただき、ご苦勞様でした。意見を出し合い、検討して参りました。皆様のお手元には委員会だよりの案があります。ご協力ありがとうございました。これにつきましては後ほど、皆様から更なるご意見や感想をいただき、更に校正を加えてより良いものに完成させたいと思っていますので、よろしくお願いします。

令和2年度も残り1ヶ月となりました。令和2年は世界的に新型コロナウイルスの感染症の流行に見舞われ、私たちの日常生活における感染防止対策の為、多くの行事の中止や集会の見合わせ等、活動の自粛を余儀なくされ、今までの生活が激変した年でありました。早くもとの生活を取り戻すことができると願うところです。幸いにしてワクチンの開発が急ピッチで進められ、外国からそのワクチンが先日、日本に入り、すでに医療関係者への接種が始まっています。今朝のニュースでも順次私たち、高齢者や一般の人達にも、4月5月にはワクチンの接種が可能であると報道されていました。私たちも待ち望むところです。

本日は第3条、第5条合わせて2件の申請があります。これらの案件の審議につきまして、皆様のご協力をいただき、会議が滞りなくスムーズに進行されますようお願い申し上げて挨拶とさせていただきます。

事務局        開会宣告。会長お願いします。

会 長        本日は平山正幸委員から欠席の連絡が入っていますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣告いたします。

事務局 議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願いいたします。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いいたします。議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

#### 日程第 1 議事録署名委員の指名

議長 議事録署名委員の指名を行います。3 番、山崎公江委員、4 番、小宮広督委員を指名いたします。

#### 日程第 2 議案第 3 号

議長 議事に入ります。議案第 3 号。農地法第 3 条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程します。申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 1 ページの案件について、2 ページの地図と 3 ページの写真を併せてご覧ください。申請地は、〇〇〇〇、外 1 筆 地目は畑で、面積は、〇〇〇〇 m<sup>2</sup>です。譲渡人は、〇〇〇〇、譲受人は、〇〇〇〇です。場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇になります。申請理由は、農業経営の拡大です。申請者の〇〇〇〇は、同居する母の〇〇〇〇とともに申請地にリンゴやナシなどの果樹と野菜を栽培する計画です。申請者の母の〇〇〇〇ですが、現在地図にある土地で耕作をしており、合計すると 2000 m<sup>2</sup>を超える面積を耕作しています。実際は、母が耕作をしていますが、一家で農業に携わる計画です。現況は、木を切っており、苗木を植えてある状況です。以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の山崎公江委員お願いします。

山崎委員 2 月 16 日火曜日 9 時 15 分から事務局と会長と私 4 名で現地視察を行ってきました。事務局から説明があった通り、現地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の近くの山林の中です。申請地の下の方は杉を切り倒し、根をユンボで掘り上げ、石等を拾い上げて、そこへ野菜、果物の木を植えてあります。今回申請する所も下の耕作地と同じように切り拓いて、リンゴや梨等を植え

ていくようなお話をされていまして。購入した農地がとて多いようなので、皆さんで楽しみながら耕作していこうというお話を伺っています。大月の耕作面積も増えるので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。

矢頭委員 以前自分も関わったことがあります。一つ聞きたいのは、〇〇〇〇が所有地ですが、以前視察したときに国有地だという話をされました。隣接なのでおそらく同じ国有地ではないかと思われませんが、今回も持ち主もあるようですから、その辺のいきさつを詳しく説明していただければと思います。

事務局 〇〇〇〇は国有地だったのですが、〇〇〇〇が買い取りました。今回の〇〇〇〇も元々は国有地です。これは農地改革の前に地主が持っていた農地を国有農地として、それを自作農の一般の人へ売却した経緯があります。この国有農地自体は売れ残った農地で、元の持ち主に買い戻してもらったようです。

矢頭委員 以前、〇〇〇〇が所有するために国有地を買い取ったことがありました。その頃のことですか。

事務局 〇〇〇〇が所有するようになったのは、令和 2 年のことですから同じくらいになると思います。国の施策で国有農地をそのまま国が保有しているのもあまり良いことではないので、農地改革の頃の持ち主に戻すような事があったようです。その時に〇〇〇〇が所有するようになりましたが、80 歳過ぎの高齢なので、近くで耕作をしている人に買い取ってもらいたいということです。

矢頭委員 あの辺はほとんど林なのですが、今の状況で所有者がいるわけですね。

事務局 所有者はいるのですが、〇〇〇〇がだいぶ買い取っているような状態です。

矢頭委員 これからもあるのでしょうか。あんなところをよく開墾してやっているなど感心しました。杉本さんも一生懸命やっているのでありがたいと思っています。もう一つ、複雑な家族構成で良く分からないのですが、〇〇〇〇は息子さんですか。

事務局 息子です。

矢頭委員 分かりました。

議長 他に何かご意見、ご質問ありますか。質疑が無いようですから、ここで採決をいたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成ですので許可と決定いたします。

#### 議案第 4 号

議長 議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程致します。申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 5 ページの地図と 6 ページの写真をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇、地目は畑で、面積は〇〇〇〇㎡です。譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。場所は、〇〇〇〇の北になります。申請理由は、資材置場、駐車場です。譲受人の〇〇〇〇は、申請地のすぐ前で〇〇〇〇という金属加工の事業を経営しており、そのための資材と廃材を置くための資材置場と、駐車場を建設する計画です。計画によりますと、傾斜地であるため、コンクリートブロックで囲み、雨水対策をして造成し、資材置場ととなっております。

以上、ご審議をお願いします。

議長 地区担当委員に現地調査の結果、および補足説明をお願いします。地区担当の山田政文委員をお願いします。

山田委員 米山会長、事務局と今月 16 日に現地を視察してきました。事務局から説明がされていますので特にございませんが、土地を譲渡する方は〇〇〇〇前に住む同じ地域の〇〇〇〇です。特に問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

議長 ただいま事務局と担当委員の説明が終わりました。質疑がある方は挙手の上をお願いします。

議長 質疑が無いようですので、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

議長 全員賛成ですので、許可相当と決定いたします。

#### 議案第 5 号

議長 議案第 5 号。農業経営基盤強化法による農用地利用集積計画に対し意見を求める件を上程します。農用地利用集積計画については産業観光課の所管となりますので、大月市役所産業観光課農林業担当の佐藤貴彦君に説明を求めます。

佐藤主事 大月市 産業観光課 農林業担当の佐藤より、猿橋町〇〇〇〇地区における利用権設定の説明をさせていただきます。資料については、7 ページ及び 8 ページをご覧ください。今回、〇〇〇〇が〇〇〇〇地区における農地の地権者 5 名から、農地 6 筆（計〇〇〇〇㎡）を借りるという内容になります。申請理由としては、農業経営の拡大のため、対象期間は 5 年間、作物は玉ねぎとしております。

次に対象地ですが、資料 9 ページの位置図をご覧ください。場所は猿橋町〇〇〇〇地区、県道〇〇〇〇線より北側の農地になります。なお補足資料としまして、こちらのピンク色で示した農地が既に耕作をしている土地を示し、青色が今回の利用権対象地になります。既に耕作している 9 筆の農地では、〇〇〇〇地区の農家をはじめ、〇〇〇〇、山梨県富士・東部農務事務所からも技術指導を受けられる体制があり、令和 3 年度の栽培・収穫については、本年度の経験を活かして収穫量の増加を目指したいとの意気込みを聞いています。

また今後の展望としては、地権者との相互の合意のうえ、耕作面積を増やすことを考えており、必要に応じて、労働力の強化や機械化により、更なる収穫量の増加につなげることを計画しています。

続きまして、〇〇〇〇について、少し触れさせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、〇〇〇〇は利用権設定で既に 9 筆の農地を耕作している状況であり、以前の農業委員会でも耕作をするなかで地域の信頼、農業技術の向上を図り、農地の拡大を目指していると説明させていただきました。また〇〇〇〇地区としても、大月市はもとより全国的にも農業後継者が少なく、担い手不足の結果、遊休農地の発生が懸念されているという現状があります。そのような中で、貸し手と借り手の合意に基づき拡大を進め、その結果として、遊休農地発生の抑制、地域農業の振興につながればと考えております。また農業経験も長くないため、まだ足りな

いところもあるかと思いますが、農地の草刈り等の維持管理もしておりますので、今後を見据え暖かく見守っていただければと思います。以上、双方の合意のもとの利用権設定という形となりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。担当からの説明が終わりました。説明に対して何か質疑がある方は挙手のうえお願いします。

議長 山田委員

山田委員 地域で耕作できない状況になってきているので、良い話だとは思いますが、賃貸人になっている方は、私の知っている人なので現状は良く分かります。最初に借りた農地のつながりで、契約手続きをする前にすでに耕作をしていたという現状があったので、ここできちんと整理できたのかなと思います。事務局の説明だけだと、このような実態が見えていません。このような話を地主からも聞いていたので整理できたので良かったと思います。賃料は平米当たりいくらぐらいですか。

佐藤主事 賃料については、面積当たりではなく一筆〇〇〇円で契約になっています。

山田委員 固定資産税はどのくらいですか。

事務局 税までは調べていませんが、農地なので当然安いと思います。

山田委員 賃料は税金より高くないとうまくないと思います。ただでも良いから草を刈ってくれるなら良いという世界ですが、一筆いくらという基準はあるのでしょうか。賃料の根拠が曖昧なような感じがします。

事務局 双方の話し合いの中で金額が決まっているので、高い安いはこちらの方では判断できません。

事務局 市内でお金を出して借りている例は少ないのですが、郡内地区で 10a で年間 5000 円がこの辺一帯の相場です。

山田委員 農地中間管理機構が入った場合の金額は決まっていますか。

事務局 特に決まっていません。

山田委員 双方の合意で金額が決まるわけですね。考え方がきちんとしていけばいいです。聞かれたときにどのように回答したらよいかというのがありました。

事務局 農地によって、良い悪いがあるので賃料も違ってくると思います。

山田委員 おおよそ一反あたり 5000 円ぐらいが相場ということですか。

事務局 相場ではなく、郡内地域一帯の平均値です。

山田委員 分かりました。

議長 一筆〇〇〇〇円との話ですが、面積はだいたい同じですか。

佐藤主事 面積はだいたい同じになります。

議長 500 m<sup>2</sup>で〇〇〇〇円という感じですね。

山田委員 1000 m<sup>2</sup>だと〇〇〇〇円くらいですね。

議長 他に何かありますか。

議長 原委員

原委員 賃料の件ですが、農業委員会や産業観光課が指導する形の中で、おおよその金額を出すのはどうでしょうか。実勢に任せるのは、高いところ安いところなどバラバラになってしまいます。10a 当たりいくらと指導する考え方に持って行った方が良いと思います。いかがでしょうか。

事務局 平均値として 10a 当たり 5000 円は公表され、ホームページにも掲載されています。それを参考にしてもらうためです。農業委員会で賃料を決定するのではなく双方の合意で契約していただきたい。今回の場合、利用権の設定で 5 年で区切ってある契約です。5 年間の金額で出しています。こちら側で賃料をいくりにするようには言えません。

原委員 5 年契約で年間〇〇〇〇円ということですね。

事務局 そうです。

原委員 分かりました。

事務局 第 3 条で貸借する場合は、期限が延長されて行きます。利用権は 5 年と決めたら 5 年間はそのままです。5 年経過したときに仮に賃料を上げることを相互に合意したら、そこで賃料を上げることができます。

原委員 賃料を上げる話が出てくるということは、最初の賃料の決め方が安かったのではないか。

事務局 〇〇〇〇は設立されたばかりで、高い賃料はまだ払えない部分もあるかと思います。今後利益を上げて行くなれば賃料も上げることはあるかもしれません。若い会社で、地域の方も理解していただいて賃料を安くし

ているのかもしれませんが。双方で合意していれば良いと思います。

事務局長 拡張前の前回も同じ金額で借りているようで、同じ単価で合意に至っているということです。

議 長 よろしいでしょうか、他に。

議 長 鈴木委員。

鈴木委員 猿橋地区の鈴木です。借りる人が口約束で了承を得て、契約書を作る前に耕作をして地主さんが怒ってしまったと聞きました。申請が出てきたということは話が着ついたという事ですね。

事務局長 経過のところは存じていないのですが、申請書が出てきているので合意に至っているものと考えています。

議 長 他にありますか。矢頭委員。

矢頭委員 玉ねぎを生産するのですか。

佐藤主事 ここでは玉ねぎを予定していますが、生産をして行く中で、お客様のニーズによって作物を転換して行くことも考えられます。

矢頭委員 販路をどのようにしているのか分かりませんが、たくさん作る方が効率が良いと思います。良い計画なので発展すると思います。

議 長 ありがとうございます。他にございますか。質疑が無いようですから採決をいたします。賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、問題なしと決定いたします。

## 議案第6号

議 長 議案第6号 「農業経営の基盤の強化に関する基本的な構想」の改正に対し意見を求める件を上程します。

こちら所管は、産業観光課となりますので、大月市役所産業観光課農林業担当の佐藤貴彦君に説明を求めます。

事務局 資料を郵送させていただきましたが、お持ちでない方はこちらに準備してあります。

佐藤主事 大月市産業観光課農林業担当の佐藤より、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正について、ご説明させていただきます。これ以降は「基本的な構想」とさせていただきます。まず山梨県では、「農業経営基盤強化促進法」に基づき農業経営基盤の強化の促進に関する基

本的な方向性、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に関する目標等を「基本方針」として定めています。この山梨県の「基本方針」に則して各市町村で農業に関する目標等を定めたものが、今回ご意見をいただきたい「基本的な構想」となります。

本案件は農業経営基盤強化促進法の改正及び山梨県の「基本方針」が改正されたことに伴いまして、それに則した形での改正が必要となりました。この改正に当たっては、同法律において、農業委員会及び農業協同組合に意見を聞くことになっておりますので、今回案件として提出させていただいております。この「基本的な構想」は平成18年に策定され、平成22年、平成26年と改正され、今回の改正案に至ります。今回の改正内容は、制度の変更に伴う名称変更など現状に即した内容への変更が主であり、山梨県の「基本方針」に準じたものとなっております。参考資料としまして、郵送でお配りしたA4一枚用紙「大月市農業経営基盤の強化の促進に関する基本な構想の改正ポイント」をご覧ください。

改正の主だった内容としては、まず名称の変更があります。具体的には大月市地域担い手育成総合支援協議会から大月市地域農業再生協議会へ変更。これは地域農業再生協議会に統合されたための変更になります。次に富士・東部地域普及センターから富士・東部農務事務所へ変更。富士・東部地域普及センターは農務事務所内に設置されており、地域普及センターのみならず、農務事務所全体と連携を図るという意味での変更になります。次に、農業生産法人から農地所有適格法人。青年就農給付金から農業次世代人材投資事業はそれぞれ事業名の変更に伴うものであります。

次に経営指標の更新を行いました。詳細については、郵送させていただいたA4三枚用紙のこちらの別紙をご覧ください。まずこの経営指標とは、この内容で農業に取り組むとこれに示した収穫量が見込まれるといった、農業の参考目安とする例示になります。この数値は山梨県の標準経営モデルで示している数値より引用しており、その最新の内容を反映させたものとなっております。

次に農地利用集積円滑化事業に関する変更として、この事業が農地中間管理事業へ統合一体化された流れを受け、その変更に伴う文言の修正

となっております。

最後にその他の内容として、年度の修正や現状の内容に基づき新旧対照表のとおり、修正を行いました。

以上、佐藤からのご説明とさせていただきます。本案件について、よろしくお願ひ致します。

議 長

説明が終わりました。安藤委員。

安藤委員

この資料は昨日の昼に届きました。とても読めません。今日決定しなければならないのか。いくつか質問があります。3ページの11行目に連たん化と書いてありますが、連たんの意味が国語大辞典や広辞苑を調べたが出ていない。ネットで調べたら出ていたが、これをもっと詳しく説明して欲しい。5ページの最下行に労働時間1800間と書いてある。時間の間違いと思うが、平成27に作成された資料も全く同じである。5年6年経過しても同じ言葉で次に使うなど考えられない。

大月市は、大月市が、という文と大月市の長という文があるが、その違いを教えて欲しい。

原 委員

農協の方ではこのような会議が終わり、農業委員会へ来ているのですか。

佐藤主事

同時進行でやっていますが、農協へはまだです。

原 委員

農協ではどのような人達を集めて会議を行うのですか。

佐藤主事

農協へは前回もそうですが、依頼文によって意見を出してもらっています。

原 委員

各支店の支店長から意見を出してもらい、集約するような形ですか。

佐藤主事

組合長宛に依頼文を出しているのです、組織の中で協議して、意見があれば返答していただく形だと思います。

原 委員

この法律は、いつ施行されるのですか。

事務局長

法律はすでに施行されています。今回過去に作成された構想の改定です。

原 委員

改定された構想はいつ施行されるのですか。

佐藤主事

農業委員会と農協から意見をいただき、意見の整合性を取ってから県の農務事務所と協議します。そこで意見があれば再度修正ということに

もなります。そのような流れに沿って進めます。

原 委員 内容的に、言葉の修正も当然出てくるわけですね。それとも修正しないのですか。

事務局長 修正はご意見をいただいた中で、修正すべき点は修正します。それを山梨県の方へ提出してご指導をいただくこととなります。今日のご意見をいただいて、その意見で調整をすることになると思います。

原 委員 いつまでに提出をしたいのですか。

事務局長 今年度中ですから来月までです。

原 委員 会議においてこのような案を議論する場合には、かなり読み込んで、不明なところは質問形式で発表する、質問用紙に書いたものを事務局へ提出するなどの方法を探らない限り、これだけの量の案を検討することは難しい。

原 委員 安藤委員からの質問について、答えられるものは話して欲しい。

佐藤主事 郵送が遅れてしまい申し訳ありませんでした。集団化、連たん化ですが、分かりやすい言葉で修正を検討したいと思います。5 ページは 1800 時間です。大月市と大月市長の表記の違いですが、確認させていただきます。

安藤委員 議長、もう一つありました。

議 長 安藤委員

安藤委員 9 ページに、関係団体等との連携と書いてあります。その 2 行目に関係各課とあります。おそらく大月市の関係各課と思いますが、カッコで関係各課を入れていただけるとありがたい。どこの課とこれが結びついているのか分からない。

事務局長 税務課や都市計画では地域整備課の関係、道路では建設課などケースバイケースであるため関係各課と書いてあります。

原 委員 よろしいでしょうか。

議 長 どうぞ。

原 委員 私の方からお願いがあります。1 ページで、「大月市の農地は他の土地利用としての要素が高まりつつある中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から大規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきた。しかるに農業者の高齢化と後継者の

減少により農地の遊休化は進むと思われる」と書かれていますが、これは農業経営基盤の強化の促進に関する目標で一番大事なところですよ。ここをもう少し具体的に、分かりやすい文章にして欲しい。

佐藤主事 分かりやすく、具体的な表現にしようと思います。

議長 他に。矢頭委員。

矢頭委員 営農類型は何年の頃の指標でしょうか。

佐藤主事 数値については山梨県でも同じような類型があります。今回山梨県でも数値の改定があり、それを受けて大月市でも最新の数値を引用して表記した次第です。

矢頭委員 現状がだいぶ違っている。出した当時はこのくらいだったかもしれないが、大月市で専業農家はうちだけです。もし出すのであれば現状の資料を出した方が正しいと思う。

事務局長 これは県の数値でもあるので、そこは矢頭委員と相談させてください。

議長 他に疑問点があれば。原委員。

原委員 収入生産量単価が赤字で入っていますが、この数字はどのように捉えればよいのか。実際にこの金額で取引されているのでしょうか。

佐藤主事 県の方で指標を持っていて、大月市もそれに準ずる形で掲載しました。

原委員 県で出してきた数字ということですね。分かりました。

事務局長 実情をこちらの方で把握することは難しく、県が出している数字を引用させていただいている。

原委員 そんなに古い数字の資料ではないということですね。

事務局長 県からいただいている最新版です。

原委員 分かりました。

事務局長 委員へお配りしたのも、時間が少なかったので1週間ほど時間を置いて、来週の水曜日くらいまでを目途に読んで中で何か疑問、意見があれば農林業担当の佐藤まで電話をしてください。その意見を参考に県の方へ提出していきたいと思っております。

原委員 賛成、反対を取るのですか。

事務局長 これは意見聴取なので、皆さんから意見を聞いて修正を加えるというものです。採決ではありません。修正したものを再度送らせていただく形

になるので、それで確認をして下さい。

山田委員 市長まで決済採って決めるものなので、これは農業委員会に諮問した形になるのですか。我々以外にも農業関係団体はあるのだけれど、農業委員会の意見を聞いて決定したことになるのか。

事務局 最終的には市が決定するものですが、それに対して意見を農協や農業委員会から聴取して、その上で作成します。

原委員 3月末までに決めるので議論している時間は無い。

事務局長 ご意見をいただいて、反映すべきものは反映して修正を加えていきたいと思います。

山田委員 この構想を作成するための特別な委員会を設置しないで、既存の農業委員会、農協に意見を聞いて、市長決済で決めて行くということですね。

事務局長 そうです。

原委員 きちんとやるような方向で考えているなら、農業委員会で何人か選抜してチームを作って対応しなければいけないと思うが。

事務局長 大きな改正の目標年次が定まっているので、その頃にはきちんとした見直しは必要だと思っています。その際には、農業委員で選抜していただくなどの、何等かの対応が必要かとは思いますが、今回は文言の修正が主であるため、このような形になりました。令和6年を目標年次にしていますので、それ以前には見直しをしなければなりません。その時には早めに農業委員に基本的構想を見ていただいて修正を加えるべき点などを検討したいと思います。

議長 お話にありましたように、来週の水曜日までに農林担当の方へ連絡してください。

事務局長 電話番号は20-1833で担当は佐藤になります。

議長 この件についてはよろしいでしょうか。

### 日程第3 報告事項

議長 日程第3、報告事項。報告第1号について事務局より説明を求めます。

事務局 (報告)

議長 他にありますか。なければ承認いただいたものとしします。

#### 日程第4 その他

議長 その他を議題といたします。委員の皆様から何かございますか。無ければ事務局からお願いいたします。

事務局長 前回の総会で、農振除外に関するご意見をいただきました。その中で回答を保留していたものがございます。山田委員から罰則についてご質問がありました。他所の例を調べて回答したらどうかとご指摘いただきました。確認したところ、農振法の第15条の2において、農振農用地の土地の形質の変更、工作物の設置に関しては山梨県の許可が必要になります。許可を得ずに行われた事実に関しては、同法の第26条によって罰則が適用され、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金となります。他の自治体、県にも確認したところ、違反事例はあるが、いずれも除外要件を満たしているのであれば違法状態よりも是正させた方が良く、除外も止む無しで罰則の適用はしていないのが現状です。

平山委員から、農振除外の申請にも始末書を添付させた方が良いのではないかと、ご意見をいただきました。他県では始末書の添付を認めているところがあります。しかし、山梨県へ確認したところ、農地法では追認が認められているが、農振法では追認の規定がありません。このため始末書を提出させるのは整合性が無く、県としては始末書の提出は求めていない。とのことでした。大月市としては農地法によって農地転用するときは始末書を提出させるが、農振法による始末書は提出させないで進めて行きたいと思います。以上です。

山田委員 農振法に違反する人に対しては罰則の規定はあるけれども、実際に適用した例が無いということですか。

事務局長 聞いている範囲ではありません。

山田委員 罰則があるという事をみなさんが認識する必要があると思います。結果的に始末書も不要で、何事も無く終われば何のための農振地域かという事になります。罰則を積極的に適用すべきと言っているのではなく、何等かの意識を持ってもらう必要があります。

事務局長 農地法の転用の時には追認時に始末書が必要になりますが、農振の除

外に関して県は始末書は不要と言っています。

山田委員 農振に違反するときは必ず転用が絡むと理解してよろしいですね。

事務局長 そうです。農地を何か他のものに利用する目的のために農振を外すわけですので。

山田委員 罰則を適用しないまでも、農振に違反していることを当事者は分かるわけですね。その時に指導を的確にすることが重要で、何でも可能と捉えられては問題である。

事務局長 農振農用地の違反転用はおそらく存在すると思います。何年かに一度、総合見直しを行わなければならないのですが、予算の確保も難しく、しばらく行われていない状態ですが、その時には見直しをきちんとしなければなりません。ホームページでも罰則について広報していきたいと思えます。総合見直しの実施間隔が長いので、時勢に合わせて随時見直しが行われます。違反をそのまま放置するのではなく、是正をしていくことが重要です。農振を外せる要件が合った農地ならば農振を外すようにしています。山田委員が心配しているような状態にならないように、ホームページ等でも周知していきたいと思えます。

議長 事務局よりお願いします。

事務局 報告事項として、14 ページになります。電気通信事業者による事業計画書の提出です。電気通信事業者とは、東京電力やNTTなど。東電の鉄塔や最近では携帯電話のアンテナを建てる場合、事業計画書を提出すれば転用の許可不要となります。今回は、〇〇〇〇と〇〇〇〇のアンテナを建てるということで、〇〇〇〇と〇〇〇〇で届出がありましたので、報告します。電気通信事業者は、総務省の認定を受けた事業者です。個人がアンテナを建てる場合やCATVのアンテナはもちろん転用許可が必要です。

農業委員会だより 23 号の原稿ができました。4 月 1 日発行として広報に依頼したいと思います。お気付きの点がありましたら、後日で結構ですのでご連絡ください。

山田委員 転用する面積で 0.2 m<sup>2</sup>と 18 m<sup>2</sup>で差が大きいが、この違いは何でしょうか。

事務局 電柱だけの場合と、GPS 装置等で転用面積に違いがあります。以上で  
す。

議長 本日の日程は全て終了しました。職務代理に閉会をお願いいたします。

職務代理 慎重審議ありがとうございました。令和 3 年第 2 回大月市農業委員会  
総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和 3 年 2 月 25 日